

## 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金における過払いについて

### 1. 主 旨

令和2年6月29日(月)に第1回の支払いを行った子育て世帯への臨時特別給付金について、支給対象外の児童119名に対し、1名当たり1万円の支給を行い、過払いとなっていたことが、処理を行った職員が後日確認作業等を行う中で判明した。

過払いとなった区民に対し、お詫びするとともに、令和2年10月以降に支給する児童手当から、過払い金額を差し引き、相殺することとした。なお、すでに区から転出して令和2年10月時に区からの児童手当支給対象外である3名の方へは、調定の上で、戻入納付書とお詫び文書を送付し、返還していただくことにした。

### 2. 内 容

#### (1) 過払いの状況

過払いの受給者数 117名(区内114名、区外3名、4月出生の双子が2組)

過払いの合計金額 119万円

#### (2) 原因

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給については、令和2年4月27日に国の補正予算が国会提出された後、4月30日に補正予算成立、5月1日に国から区へ正式通知が発出されたことから、6月中に第1回目の支給をするために、区において速やかに事務を進めたところである。

令和2年5月9日には区の要綱を決定、それまでに事業内容を国の例に沿って企画立案し、区のシステムで対応可能か等の判断を行った結果、6月中の支給に間に合わせるためにも、現システムを改修する時間的余裕がなく、費用も大幅に抑制できることから、現システムから得たデータを職員の手処理で加工することとし、臨時特別給付金の支給に対応することとした。

そこで、支給対象者候補データ抽出処理後に、約4万3千件の支給対象者データについて、データ加工及びオンラインシステム確認を個別に行い、支給対象外や支給保留を削除するなどの手処理を行った。

本給付金の対象児童は令和2年4月分の児童手当の対象児童と、国で規定されており、4月出生児は5月分の児童手当の対象児童となるため、本給付金の対象外となっている。現システムから抽出する際の都合上、データには、4月出生児が一部含まれており、当該児童の分をすべて削除する必要があった。しかし、令和2年4月中に子どもが出生した世帯のうち、現に兄弟がいて児童手当を受給している世帯について、4月出生児を対象から除外することを失念し、支給したことが原因である。

### 3. 事後の対応

過払いとなった受給者114名116万円(4月出生の双子が2組ある)について、令和2年10月6日に、お詫び文書の送付を行うとともに、令和2年10月時以降に支給する児童手当から過払い金額を差し引いたうえで支給した。

すでに区から転出して令和2年10月時に区からの児童手当支給対象外である方3名3万円については、調定の上で戻入納付書とお詫び文書を送付し、返還していただくこととした。

(例)令和2年4月生まれの児童1名と、3歳以上16歳未満の児童1名がいる世帯(児童2名が扶養親族である場合、所得額706万円未満)への差引き支給額

$$\underline{10月支給分} : 1万5千円 \times 4か月分 + 1万円 \times 4か月分 - 1万円 = \underline{9万円}$$

### 4. 再発防止

対象外となる児童に対して、児童1名あたり1万円の過払いをした今回の事故について、行政事務執行者として猛省するとともに、課内には今回の事例を伝え、注意喚起を行った。また、コロナ禍において他部署においても、システムの例外的な手処理業務が増加していることが想定されることから、早急に総務部と調整し、今回の事故を例として、臨時的な業務におけるチェック体制の強化など全庁に示して再発防止を徹底する。